

### 第33回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和3年度12月第33回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時33分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号8番「吉野勝巳委員」より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号13番「内野幸一」委員、1番「横田智恵美」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は1件の申請がありました。

申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請については相続人による追認案件になりますので、理由書兼始末書を提出いただいております。また、隣接農地所有者より同意書も添付されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

6番田端  
委員

6番田端が報告をいたします。12月17日に2人で現地調査を行いました。

線引き以前から建っている家で、今後も申請人がお住まいになられるようなので、追認でやむを得ないと思われれます。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

### 第33回定期総会議事録

- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございます。
- つづきまして日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。
- それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。
- (申請番号1番について説明)
- 本申請について、工事資金は全額住宅ローンで賄われており、それを証する書類が添付されております。また、隣接農地所有者の同意書を添付しておりますことを申し添えます。
- なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。
- 最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。
- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 9番権田委員 9番権田が報告いたします。12月24日9時から農業委員5名、推進委員2名、合計7名で地権者立ち合いのもと現地調査を行いました。
- 現状は保全の状態であり、境界杭は1カ所確認できませんでした。
- 不明な境界については申請書類の土地計画図から概算で測りました。
- 下水については集落排水で、上水道は山の上の集落からひいているとのことです。
- 提出された書類の中には、隣地の所有者の承諾書と水利組合の同意書が出ています。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
- 議長 それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第1号、第2号は許可権者が埼玉県になりますので、2件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして日程4、議案第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、「申請人より引き続き農業経営を行っている旨の証明について証明願が提出されたため、証明することの適否を諮る」とのことです。

(議案第3号について説明)

農地の納税猶予の特例は、農地を相続、または贈与された後継者に対して、農地に係る相続税または贈与税の納税を猶予する制度です。この特例の適用は、後継者が農業を続ける、または管理することが条件となります。農業を続ける期間は平成30年度の改正までは20年営農で免除と定められておりましたが、改正後は終身営農が条件となっております。

申請者は改正後に相続されているため、その後3年ごとに、「引き続き農業経営を行っている旨の証明」を税務署に提出することで、相続税猶予の期限を更新していく仕組みです。この提出を怠るとその時点で相続税の支払いが発生します。現在は永年耕作が条件となっていますので、この仕組みが生涯続くこととなります。

また、平成21年度の改正により、基盤強化法(利用権)による貸付を行っての農地の管理は営農要件として認められることとなっております。

改正後の相続によりこの証明を必要とされる人は、現在3名です。今回は、そのうち1名の方の証明になります。

最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長

質問ですが、終身営農ということになりますと、この方が亡くなった時には免除という可能性はありますか。

事務局

相続税については終身営農が条件となりますので、亡くなるまで耕作を行っている証明を3年ごとに出し続ければ、亡くなった時に免除となります。

新たに相続し猶予を受ける場合は、また同じように3年ごとに証明を出す必要があります。

議長

ありがとうございました。それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

3番原川  
委員

3番原川が報告いたします。12月25日に農業委員2名、推進委員2名、合計4名で現地調査いたしました。

第33回定期総会議事録

3番原川  
委員

778番地3は耕作していました。ネギ、大根等が植えてありました。

779番地2は下刈りがきれいにされていました。

791番地3はネギ、大根、白菜が植えてありました。

792番地1、792番地2、792番地3、793番地3には一面冬物野菜が植えてありました。一部うなっていないが、下刈りがきれいにされ、すぐにでも植えられる状況でした。

793番地1は栗などの樹木地で、草はきれいに刈られていました。

794番地2は栗と大根等が植えられ、半分畑の状態でした。

819番地2は窪地となり耕作ができない状態でしたが、きれいに管理されていました。

以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。

(地番と利用状況の区分を改めて読み上げる。)

調査担当の報告のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので可決承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程5、議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について諮る」とのことです。

それでは、議案書を読み上げます。

(議案書を朗読)

こちらの案件について補足説明いたします。

令和元年度より全国農業会議から毎年12月、または1月の農業委員会総会において、注意喚起の取組を実施するよう要請されています。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんは、特別職の非常勤職員でありますので、法令に則り適正に農地制度を運用することはもちろんのこと、飲酒運転は絶対にしない、させない、など、日ごろから高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するために申し合わせ、決議するものであります。

### 第33回定期総会議事録

事務局 具体的な内容については、お配りしているテキスト①農業委員会制度の24ページに記載されていますので各自目を通し、日頃より心に留めておくようお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、本案について質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、本案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、本案については原案の通り決定いたしました。ありがとうございます。農業委員、推進委員の皆さんにおかれましては、引き続き法令を遵守し、公平・公正な職務の遂行をお願いいたします。

つづきまして日程6、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について「申請人より農地法4条第1項第8号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番を読み上げる)

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

つづきまして、日程7、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は3件の届出がありました。

事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番から順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

### 第33回定期総会議事録

議長

続きまして、「その他」について入ります。  
その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
これもちまして令和3年度12月第33回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉  
会時間は午後2時31分です。